

承認第8号

専決処分の承認について（関市立関商工高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和7年5月7日提出

関市長 山下清司

専決第10号

関市立関商工高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月9日

関市長 山下清司

関市立関商工高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

関市立関商工高等学校授業料等徴収条例（昭和30年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由のため必要があると認めるときは、これらの規定に定める授業料の納入期限を延長することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。